

鬼北町の給与・定員管理等を公表します

※鬼北町ホームページにも掲載しています。

4 職員の手当の状況

1 期末手当・勤勉手当

鬼北町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,331 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,572 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%
管理職加算 15%～25%	管理職加算 10%～25%	管理職加算 10%～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 退職手当(平成26年4月1日現在)

鬼北町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 21.62 月分 27.025 年	勤続20年 21.62 月分 27.025 年
勤続25年 30.82 月分 36.57 月分	勤続25年 30.82 月分 36.57 月分
勤続35年 43.70 月分 52.44 月分	勤続35年 43.70 月分 52.44 月分
最高限度額 52.44 月分 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 23,568 千円	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 663,508 円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

3 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)	8,626 千円
支給職員 1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	663,508 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	8.0 %
手当の種類(手当数)	7種類
手当の名称	主な支給対象職員 主な支給対象業務 支給実績(25年度決算) 左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事手当	保健福祉課・環境保全課職員 感染症菌の処理業務 0 千円 日額1,000円
研究手当	医師(診療所) 病理生理学の研究事務 4,863 千円 月額500,000円の範囲内
	医師(北宇和病院) 11,820 千円
緊急往診業務等手当	医師(診療所) 執務時間以外の緊急往診事務 3,600 千円 月額100,000円
レントゲン技術従事手当	看護師 レントゲン作業従事 72 千円 月額1,500円
病理細菌取扱手当	看護師 病理細菌取扱業務 72 千円 月額1,500円
野犬等処理手当	環境保全課職員 野犬等処理業務 19 千円 死体処理等1件300円
行路死人処理手当	保健福祉課職員 行路死人の死体処理 0 千円 1体3,000円

4 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	25,867 千円
職員 1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	206 千円
支給実績(平成24年度決算)	21,665 千円
職員 1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	166 千円

5 その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 配偶者がいない場合は1人のみ 11,000円 ・満16歳から満22歳の子の加算 5,000円	同	—	千円 19,419	円 239,729
住居手当	・借家・借間居住者(月額12,000円を超えるとき) 支給限度額 27,000円 ・持家居住者 3,500円	異	国は持ち家制度廃止	千円 7,687	円 111,404
通勤手当	・交通機関等利用者で片道2km以上 支給限度額 55,000円 ・自動車等使用者で片道2km以上 通勤距離に応じて 2,500円～47,200円	異	国は60km未満で 2,000円～24,500円	千円 10,611	円 97,340
日直手当	・勤務1回につき 4,200円	同	—	千円 1,013	円 6,573
管理職手当	・診療所長 79,500円 ・課長級 42,900円～52,400円 ・課長補佐級 31,500円	同	—	千円 16,829	円 474,330
初任給調整手当	・欠員の補充が困難であると認められる医師に新たに採用された職員 支給限度額 410,900円	同	—	千円 4,878	円 4,878,000
管理職員特別勤務手当	・管理職手当支給対象職員が緊急時等に休日等に勤務した場合 1種から3種の職員で 6,000円～10,000円	同	—	千円 —	円 —

1 総括

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(平成26年1月1日)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A	(参考)24年度の人件費率
年度 25	人 11,393	千円 7,626,383	千円 135,163	千円 1,215,622	% 15.9	% 18.1

2 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数A	給与費	一人当たり給与費B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
年度 25	人 140	千円 511,185	千円 84,439	千円 186,038

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には該当職員を含んでいない。

3 ラスパイルス指数の状況

区分	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1
鬼北町	91.7%	92.1%	91.3%	91.5%
類似団体平均	94.5%	94.8%	94.7%	95.0%
全国町村平均	95.3%	95.5%	95.4%	95.6%

(注) 1 ラスパイルス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイルス指数を単純平均したものである。

3 平成24年および平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

1 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
鬼北町	43.1歳	309,315円	365,361円	335,329円
愛媛県	44.8歳	347,490円	440,901円	380,789円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	41.8歳	306,845円	351,142円	330,988円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)
鬼北町	51.7歳	6人	307,449円	329,082円	322,782円
愛媛県	50.1歳	265人	332,222円	371,514円	351,038円
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円
類似団体	51.2歳	6人	282,123円	298,281円	291,334円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、國家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

2 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分	鬼北町	愛媛県	国
一般行政職	大学卒 172,940円	176,355円	172,200円
	高校卒 140,702円	142,911円	140,100円
技能労務職	高校卒 137,789円	137,789円	—
	中学卒 —	122,122円	—

3 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 268,278円	314,968円	374,403円	379,525円
	高校卒 241,701円	317,478円	331,971円	384,948円
技能労務職	高校卒 —	—	—	—
	中学卒 —	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

1 一般行政職の級別職員数および給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	5人	5.4%	138,191円	245,953円
2級	主査	7人	7.5%	188,507円	309,324円
3級	係長	57人	61.3%	225,565円	356,225円
4級	課長補佐	16人	17.3%	264,633円	389,969円
5級	課長	8人	8.6%	291,950円	402,322円

(注) 1 鬼北町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 平成18年に7級制から5級制に変更している。